

ご報告

平成31年3月4日、17時付で、東京地方裁判所立川支部において山本寛氏（以下「山本氏」といいます）について破産手続開始決定がなされました。

以下、破産手続及び関連する事情について、劇場版アニメーション「薄暮」クラウドファンディング出資者の皆様、「薄暮」の完成を楽しみにしていらっしゃる皆様に下記の通りご報告致します。

1 本件破産に至る経緯について

山本氏はかねてから株式会社ウルトラスーパーピクチャーズ（以下「ウルトラスーパーピクチャーズ」）と過去のアニメーション作品の制作費負担について話し合いを続けて参りましたが、左記債務について、ウルトラスーパーピクチャーズが債権者として破産手続開始の申立を行ったことで、今回の手続開始決定がなされたものです。

ウルトラスーパーピクチャーズが敢えてこの時期に、債権者からの破産手続開始申立を行ったことについて理由は明らかではありません。しかし1億円余の債務を一括で支払うことについて、現在の山本氏の財産ではこれを支払うことが難しいという点が今回の破産手続開始決定の判断の基礎になります。山本氏に関しては、自動車のローンや日常使用しているクレジットカードの債務などを除けば他の借財は殆どなく、債務の大部分が上記制作費に関連するものとなります。

2 本件の「薄暮」に及ぼす影響がないことについて

さて、このリリースを読まれる方の中に①クラウドファンディングで集めたアニメーション映画「薄暮」の制作資金に本件破産事件が影響するのではないか②「薄暮」の制作進行に問題はないか、というご心配をされる方もいらっしゃるのではないかと思います。

以下ご説明致します通り、本件破産は「薄暮」の制作資金や制作状況に影響するものではありませんので、ご安心ください。

まず①については、今回の破産にかかる債権債務と「薄暮」制作資金は無関係です。クラウドファンディングで集めた資金については、あくまで株式会社

トワイライトスタジオが集め、管理しています。山本氏が個人として集めたものではありません。

今回の破産は山本氏個人についてですから、株式会社トワイライトスタジオの財産や、その管理する財産について影響することはありません。債権者であるウルトラスーパーピクチャーズ他に対して、クラウドファンディングの資金が支払いに充てられることもありません。

②「薄暮」については5月24日より福島県での先行試写も予定されており、制作については順調に進んでおります。山本氏も引き続き「薄暮」完成に専念しています。制作の都合上多少のスケジュール変更がありえたとしても、今回の破産事件が影響することはありません。

3 今後の手続き進行について

この後は債権の内容について裁判所から調査がなされ、山本氏の生活実態、お金の使い道などについて裁判所からの調査に応えることになります。

上記ご説明申し上げた通り、本件についての債務は殆どが過去のアニメーション制作費について、株式会社ウルトラスーパーピクチャーズとの関係で山本氏自身が負担した債務であり、債務の内容につき山本氏が問題視されるべき点はありません。

また山本氏の生活実態やお金の使途についても問題はなく、本件破産について裁判所は山本氏を免責するものと思われます。

4 おわりに

山本氏としても予想しなかった動きだったこともあり、急なご報告にてご心配をおかけしております。しかし今回の破産が「薄暮」に何らかの影響を及ぼすことはなく、皆様からお預かりしている資金が失われる心配はございません。何卒、公開まであと少しのお時間、引き続き山本寛監督作品、アニメーション映画「薄暮」に応援を賜れますようお願いいたします。

平成31年3月11日
山本寛 代理人弁護士 田畠 淳

